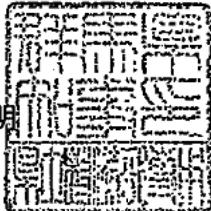


5

特ダ第 30173-1 号
平成23年7月15日

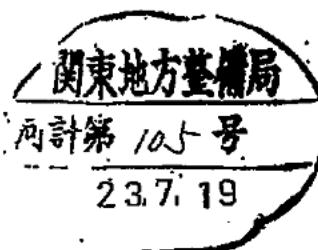
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修 様

群馬県知事 大澤 正明



八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について(回答)

平成23年6月28日付け国閏整河計第35号で照会のあったことについて別紙のとおり回答します。



様式一1

八ッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-3747	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	①八ッ場ダム	<p>ハッ場ダムは、ダム建設構想が持ち上がってから59年、水没関係住民の多大な犠牲の上、国家的プロジェクトとして進められてきた。</p> <p>平成21年9月17日の国土交通大臣による突然の中止発言から約1年が経過した昨年10月にハッ場ダムの再検証がスタートしており、今回、ようやく利水に関し、概略検討による利水対策案について利水参画者等に意見聴取が行われている。</p> <p>示された利水対策案は、概略検討の段階ですら、コストや工期の面でいずれもハッ場ダムと比較検討すべきものとは言い難く、そもそも実現できるかどうかかも不明である。このため、利水対策案の検討にこれ以上時間をかけずに、一刻も早く検証結果を示すべきである。</p> <p>群馬県としての意見は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ハッ場ダム建設に関する検証作業については、今年秋とはいわず一日も早く検証結果を示し、都民・県民を洪水から守り、安定した利水の確保に必要なダム本体を計画どおり完成させること 2 検証項目毎に今後のスケジュール（工程表）を明らかにすること 3 生活再建を目指している人々が、不安や不便を来すことがないよう、生活再建事業を早期に完成させることなお、利水対策案に対する個別の意見は次のとおりである。 <p>・利水対策案に対する個別の意見</p> <p>(1) 利水対策案は、水単価がハッ場ダムに比べて高価であるとともに、実現には相当な時間（年月）を要すると考えられる。このため、県民及び県産業のライフラインである水の安定供給実現のため、一日も早く安定した</p>

水利権が得られるハッ場ダムを完成させるべきである。

また、ハッ場ダムに建設を予定しているハッ場発電所は、ダムから下流の利水放流を利用した完全従属発電として計画しており、ハッ場ダムの建設が大前提となっている。このため、早々にハッ場ダムの再検証を終え、ハッ場ダム本体工事を着工すべきである。

(2) ハッ場ダムは、新規利水を開発すると共に、多目的ダムとして洪水調節機能や正常な流水の維持機能を有し、ダム下流域の治水安全度や河川環境の向上が図れることから最適案と考える。

②ケース

2-1

(地下水取
水)

(1) 地下水取水

波川地域において採取した地下水を、本県の利水者である藤岡市及び群馬県企業局の取水地点へ河川補給で導水することと想定されるが、きわめて非現実的であり、容認できない。

波川地域は、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」で定める地下水の採取の届出を要する地域外であるが、本県において地盤沈下が認められる地域の上流域に位置しており、毎秒2、3m³採取するということは、日量約20万m³にも及び、このような大量の地下水取水は、既存の地下水利用への影響並びに周辺及び下流地域の地盤沈下に影響を及ぼすことが強く懸念される。

なお、1本の井戸から1日2、000m³採取するとしても100本もの井戸が必要であり、施設設置の面でも非現実的であり、容認できない。

③ケース

4-1

(ダム再開
発)

(1) ダム再開発(かさ上げ・掘削)

a. 利根大堰

利根大堰をかさ上げすることは、利根川の水位が上昇することから、堤防の安全性を確保するには莫大な費用がかかり、非現実的な計画であることから早期にハッ場ダムを完成させるべきである。

	b..下久保ダム ダム嵩上げによる水圧増加により、水車、導水管、取水設備等の発電施設へ支障が生じるため、容認できない。
(他用途ダム嵩上げ)	(2) 他用途ダム嵩上げ (矢木沢ダム、藤原ダム、箇原ダム治水容量嵩上げ) 奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、藤原ダム、箇原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、既設の治水容量を減らして、利水容量に振り替えることは容認できない。
(ダム使用権等の振替)	(3) ダム使用権等の振替 (未利用水利権等の振替) 奈良俣ダム開発分 $0.35 \text{ m}^3/\text{s}$ の内、暫定水利権として3年毎に申請し現在、 $0.169 \text{ m}^3/\text{s}$ が許可されている。供給量については市町村と協定書を締結しており、目標年度には日最大給水量を給水する計画であることから、未許可分 $0.181 \text{ m}^3/\text{s}$ については、今後、追加申請を行うため振替は不可能であり、容認できない。
④ケース 4-2 (河道外貯留施設)	(1) 河道外貯留施設 (渡良瀬遊水地の整備) 渡良瀬遊水地は利根川本川に対する洪水調節機能を有しており、利根川本川の所定の治水安全度を確保できない限り、容認できない。 (以下については③と同様) (1) ダム再開発 (2) 他用途ダム嵩上げ (3) ダム使用権等の振替
⑤ケース 4-3	(③・④と同様)